○洲本市ＧＥＮＫＩすもっとトライ教室実施要綱

令和２年９月７日告示第66号

改正

令和５年３月31日告示第42号

令和６年12月２日告示第100号

洲本市ＧＥＮＫＩすもっとトライ教室実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、洲本市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則（平成29年洲本市規則第14号。以下「規則」という。）第19条の規定に基づき、ＧＥＮＫＩすもっとトライ教室（運動機能、認知機能等に関するリスクを抱える高齢者に対し、心身の機能の維持及び改善を図り、当該高齢者が事業の終了後に住み慣れた地域で主体的かつ習慣的に介護予防に取り組むことを支援することにより、もって、自立した生活の確保と自己実現に寄与することを目的とする第１号生活支援事業（介護保険法（平成９年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第１項第１号ハに規定する第１号生活支援事業をいう。以下「教室」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（実施主体）

第２条　教室は、法第115条の47第５項の規定により、その適切な運営が確保できると認められる者に委託して実施するものとする。

（教室の内容）

第３条　教室の内容は、別表に掲げる介護予防プログラム（次に掲げる介護予防のための支援を短期的かつ集中的に提供する役務をいう。以下「プログラム」という。）とする。

(１)　身体機能、認知機能及び体力の改善に向けた支援

(２)　健康管理及び栄養状態の維持及び改善に向けた支援

(３)　日常における基本的動作及び応用的動作の改善に向けた支援

(４)　生活環境の改善に向けた支援

(５)　第６条第２項の規定による決定を受けて教室を利用する者（以下「利用者」という。）が設定した自立に向けた目標を達成するための支援

２　教室は、別表第１項から第４項までに掲げるプログラムを同表第１項に掲げるプログラムの提供を開始した日から６か月以内に利用者に提供するものとする。この場合において、同表第５項に掲げるモニタリングは、当該プログラムの提供後の所定の時期に提供するものとする。

（対象者）

第４条　教室の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次に掲げる者とする。

(１)　新たに市から法第19条第２項の規定による要支援認定を受けた市が行う介護保険の法第９条に規定する被保険者（法第53条第１項に規定する居宅要支援被保険者に限る。）であって、法第115条の45第１項第１号ロに規定する第１号通所事業（以下「第１号通所事業」という。）の利用を希望するもの（過去に教室、第１号通所事業その他これらに類する次に掲げる事業を利用したことがある者を除く。）

ア　法第８条第７項に規定する通所介護

イ　法第８条第８項に規定する通所リハビリテーション

ウ　法第８条第17項に規定する地域密着型通所介護

エ　法第８条の２第６項に規定する介護予防通所リハビリテーション

オ　その他市長が別に定める事業

(２)　その他市長が特に必要と認める者

２　対象者は、第１条に規定する趣旨にのっとり、やむを得ない理由があると認められる場合を除き、教室を利用するよう努めるものとする。

（教室の利用料）

第５条　教室の利用に係る規則第18条に規定する利用料は、無料とする。ただし、次に掲げる費用は、利用者の負担とし、第２条の規定による委託を受けた事業者に支払わなければならない。

(１)　食事の提供に要する費用

(２)　その他教室において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの

（実施方法）

第６条　対象者は、教室を利用しようとするときは、ＧＥＮＫＩすもっとトライ教室利用申請書（様式第１号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、その結果をＧＥＮＫＩすもっとトライ教室利用決定・却下通知書（様式第２号）により当該申請をした者に通知するものとする。

３　市長は、利用者の希望、利便性等を考慮し、当該利用者に最も適すると考えられる事業者に当該利用者に係る教室の実施を委託するものとし、その者にＧＥＮＫＩすもっとトライ教室委託通知書（様式第３号）により通知する。

４　前項の規定による通知を受けた事業者は、教室の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、事業者の定める運営規程の概要、プログラムの提供に当たる従事者の勤務体制その他重要事項を記載した書面を交付して説明し、教室の利用について同意を得なければならない。

５　事業者は、この要綱及び第８条第１項の規定により市と締結する教室の実施に関する委託契約（以下「委託契約」という。）に基づき、利用者にプログラムを提供しなければならない。

（利用の中止）

第７条　市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、教室の利用を中止させることができる。

(１)　第４条第１項に規定する要件を欠くに至ったとき。

(２)　その他利用者として適当でないと認められるとき。

（教室の委託）

第８条　第２条の規定により教室の実施に関する委託を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する法人であって、当該法人が運営する事業所又は病院若しくは診療所（以下「事業所等」という。）において適切な教室の運営が確保できると認められるものとする。

(１)　介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の69第１号に規定する基準に適合していること。

(２)　当該事業所等が洲本市、南あわじ市又は淡路市の区域内に存し、かつ、次のいずれかに該当すること。

ア　法第115条の45の５第１項の規定により第１号通所事業を行う事業所として指定を受けていること。

イ　法第115条の２第１項の規定により介護予防通所リハビリテーション（法第８条の２第６項に規定する介護予防通所リハビリテーションをいう。）を行う事業所として指定を受けていること。

ウ　法第115条の11において読み替えて準用する法第71条第１項の規定により介護予防サービスを行う病院又は診療所として指定があったものとみなされていること。

(３)　当該事業所等に、教室の適正な運営に必要となる員数以上の次に掲げるプログラムの提供に当たる職員（以下「従事者」という。）が配置されること。

ア　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士

イ　保健師、看護師、准看護師、歯科衛生士、管理栄養士等

ウ　健康運動指導士、健康運動実践指導者その他ア又はイに掲げる職員の指示を受けてプログラムの提供に当たる職員

(４)　前３号に掲げるもののほか、市長が適切な教室の運営の確保のために必要と認める要件を満たしていること。

２　市は、前項の規定により委託を受けた法人（以下「事業者」という。）が次の各号にいずれかに該当するときは、当該委託を解除することができる。

(１)　前項に規定する要件を欠くに至ったとき。

(２)　その他受託者として適当でないと認められるとき。

（委託料）

第９条　市は、別表に掲げる訪問評価プログラム、通所プログラム又は生活機能トレーニングを利用者に提供する費用（これらに附随する同表に掲げるケア会議及びモニタリング並びにその他の役務及び便宜の提供に要する費用を含む。）として、委託契約に基づく利用者の利用１回につき7,000円を事業者に支払うものとする。

（教室の運営）

第10条　事業者は、教室の運営に当たっては、第８条第１項各号に掲げる要件のほか、委託契約で定められた事項を遵守しなければならない。

２　事業者は、第８条第１項第２号アからウまでに掲げる事業の実施に支障がない場合は、明確に区分した上で、当該事業と同一の場所で教室を実施できるものとする。ただし、当該事業を利用する者及び利用者の合計数が当該事業の運営規程で定められた定員を超えてはならない。

（記録の整備等）

第11条　事業者は、利用者に提供した具体的なプログラムの内容等を記録するとともに、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第33条第１項の規定による利用者の請求があったときは、同条第２項の規定により、当該記録を開示しなければならない。

２　事業者は、前項の規定による記録のほか、次に掲げる利用者に対するプログラムの提供に関する記録を整備し、その完結の日の属する年度の翌年度から５年間保存しなければならない。

(１)　別表の規定により作成した教室実施計画書、基本情報、評価表等

(２)　苦情の内容等の記録

(３)　省令第140条の62の３第２項第３号ロの規定による記録

（月次報告）

第12条　事業者は、利用者にプログラムを提供したときは、その翌月10日までに、ＧＥＮＫＩすもっとトライ教室プログラム提供報告書（様式第４号）を市長に提出しなければならない。

（委託料の支払）

第13条　市長は、委託契約及び前条の規定による事業者からの報告（当該職員の審査により適当と認められたものに限る。）に基づき、事業者に第９条に規定する委託料（以下「委託料」という。）を支払うものとする。

２　委託料の請求及び支払の方法並びにこれらの時期は、委託契約で定める。

（立入検査等）

第14条　市長は、教室の適正な運営を期するため必要があると認めるときは、事業者に対し必要な報告を求め、当該職員に書類等の検査をさせ、又は当該職員に事業者の事業所等に立ち入らせ、教室の運営の状況若しくは書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２　市長は、前項の規定による立入検査等により必要があると認めるときは、事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

（補則）

第15条　この要綱に定めるもののほか、教室の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、公布の日から施行する。

（準備行為）

２　第２条の規定により教室の実施に関する委託を受けることができる者の選定に関し必要な行為は、この告示の施行の日前においても、同条及び第８条の規定の例によりすることができる。

附　則（令和５年３月31日告示第42号）

この告示は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和６年12月２日告示第100号）

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第３条、第９条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 名称 | 提供回数 | 内容 | 所要時間、留意事項等 |
| １　訪問評価プログラム | ３回 | (１)　１回目　教室の利用の開始に当たり、利用者の身体の状況、自立に向けた目標（以下「目標」という。）及び自宅の環境を把握し、教室実施計画書、基本情報、評価表等を作成し、市に提出する。(２)　２回目　教室の実施に係る中間評価を行う。(３)　３回目　所要の回数の通所プログラム及び生活機能トレーニングの提供を終了後、最終評価を行う。 | １回当たりの所要時間は、１時間以上とする。評価は、教室の各期間における心身の状態の変化や目標の達成度等について行うものとし、その実施者は、第８条第１項第３号ア又はイに掲げる従事者（以下「専門職」という。）とする。 |
| ２　通所プログラム | おおむね25回（生活機能トレーニングの提供回数と合算して27回） | 前項第１号の教室実施計画書に基づき、目標の達成に向け、心身の機能を評価しつつ、第３条各号に掲げる支援を行うとともに、これに附随する自宅から事業所等までの送迎（以下「送迎」という。）を行う。 | １回当たりの所要時間は、送迎の時間を除き、２時間以上とする。評価の実施者は、専門職とする。１週間当たり１回又は２回実施するものとし、２日以上連続して実施しないものとする。 |
| ３　生活機能トレーニング | おおむね２回（通所プログラムの提供回数と合算して27回） | 利用者が設定した最終の目標の達成に向け、心身の機能を評価しつつ、屋外等（洲本市及び事業所等が所在する市の区域内に限る。）で行動実践の訓練を行うとともに、送迎を行う。 | １回当たりの所要時間は、送迎時間を除き、１時間以上とする。評価の実施者は、専門職とする。 |
| ４　ケア会議 | ２回 | 別に設置される教室実施検討会議と教室の終了後における自立した利用者の生活の実現について検討を行うため、次に掲げる時期に開催する。(１)　１回目　１回目の訪問評価プログラムを提供した日からおおむね１か月以内(２)　２回目　所要の回数の訪問評価プログラム、通所プログラム及び生活機能トレーニングの提供を終了した時点 | １回当たりの所要時間は、30分以上とする。 |
| ５　モニタリング | ２回 | 利用者の教室の終了後の日常生活等の活動状況等について調査し、報告するため、次に掲げる時期に実施する。(１)　前項第２号に掲げるときからおおむね３か月以内(２)　前項第２号に掲げるときから６か月以内 |  |

備考

１　教室の実施期間は、第３条第２項に規定する期間（以下「所定期間」という。）とする。

２　所定期間内に第１項から第４項までに掲げるプログラムを所要回数提供できないと見込まれる場合は、第２項又は第３項に掲げるプログラムの提供回数を調整し、所定期間内に第１項から第４項までに掲げるプログラムの提供を終了しなければならない。この場合においても、第１項及び第４項に掲げるプログラムは、所要の回数を提供しなければならない。